

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人（高齢かつ身体に障害がある）が、避難費用（移動費用及び生活費増加費用）及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目 申立人が自主的避難をしたことに伴う以下の損害
(ただし、中間指針追補第2[損害項目](指針)Ⅰ) ①記載の損害)

- | | |
|--|----------|
| ①自主的避難によって生じた生活費の増加費用 | 135,238円 |
| ②自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛 | 90,000円 |
| ③避難及び帰宅に要した移動費用 | 176,190円 |

(2) 期 間 平成23年3月11日から平成23年7月31日まで

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間に対する和解金として金40万1428円（この合計額には、中間指針追補第2[損害項目](指針)Ⅲ) 記載の目安額（金8万円）が含まれるものとする。）の支払義務のあることを認める。

3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として80,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目（同項(2)記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月24日

(仲介委員 五島丈裕)